

第85回青森県森林審議会

議事録

日時：令和2年12月18日（金） 13時～15時20分
場所：ホテル青森 3階「善知鳥の間」（青森市）

1 議 事

- (1) 会長等選出
- (2) 審議事項
　　東青地域森林計画（案）
- (3) 報告事項
　　森林・林業施策の取組

2 出席委員（11名）

- ・ 伊藤 幸男 委員
- ・ 江坂 文寿 委員
- ・ 大山 慎司 委員
- ・ 今 亜由子 委員
- ・ 斎藤 渉 委員
- ・ 下久保 仁志 委員
- ・ 高樋 忍 委員
- ・ 坪 栄子 委員
- ・ 浜谷 豊美 委員
- ・ 本間 家大 委員
- ・ 吉田 豊 委員

（五十音順）

3 県側出席者

- ・ 青山副知事
- ・ 坂田農林水産部長
- ・ 比内林政課長
- ・ 荒関団体経営改善課長
- ・ 及川林政課長代理
- ・ 林政課各グループマネージャー

4 関係機関出席者

- ・ 地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所 木村所長

5 会長選出

森林法第71条第1項及び第3項の規定により、委員互選により選出

- ・ 会長 本間 家大 委員
- ・ 会長代行 斎藤 渉 委員

6 森林保全部会員指名

森林法施行令第7条第2項の規定により、本間会長が指名

- ・ 部会長 斎藤 渉 委員
- ・ 部会長代行 高樋 忍 委員
- ・ 部会員 大山 慎司 委員
- ・ 部会員 下久保 仁志 委員
- ・ 部会員 坪 栄子 委員

7 議長選出

青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定により、本間会長が議長

8 議事録署名者の氏名

議長が江坂委員と坪委員を指名

9 森林審議会答申

原案のとおり決定されるのが適当である

10 審議経過

別紙のとおり

別紙 審議経過

発言者	発 言 内 容
司 会	<p>それでは、ただ今から「第85回青森県森林審議会」を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、知事の挨拶がございます。</p>
青 山 副知事	<p>私は副知事の青山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、三村知事は、予定が重なり出席がかないませんでした。知事から開会に当たりましての挨拶を預かって参りましたので代読させていただきます。</p> <p>本日は、年末の御多忙中のところ、第85回青森県森林審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>皆様には、当審議会の委員への就任を御快諾いただきとともに、日頃から本県の森林・林業行政の推進はもとより、県政全般にわたり格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、県では、昨年二月に策定した「青森県森林・林業基本方針」に基づき、関係機関と連携しながら、六戸町のLVL工場や、平川市と八戸市の木質バイオマス発電施設等における県産原木の利活用をはじめ、本年七月にデビューした「青森きくらげ」の生産振興など、豊かな森づくりと林業の成長産業化に向けた各種施策を着実に展開してきました。さらに、来年四月には、林業の将来を担う人材を育成・確保するため、「青い森林業アカデミー」を開講することとしています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により滞留した、原木の緊急的な振替輸送を支援したほか、林業事業体の経営改善や工務店等が活用できる非接触型の営業モデルの構築に取り組んでいるところです。</p> <p>一方で、松くい虫被害が深浦町と南部町で継続的に発生しているほか、ナラ枯れ被害は被害本数の大幅な増加に加え、被害区域も五所川原市やつがる市など県内七市町村に拡大しており、県では、新たに被害が発生した地域において、監視や駆除を徹底するなど、被害の拡大防止に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、関係機関等と一体となって、本県の林業・木材産業の持続的な発展に繋げていきたいと考えておりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願ひいたします。</p> <p>本日は、東青地域の民有林を対象とした森林整備の目標や指針等を定める森林計画の案などについて御審議いただくほか、県の森林・林業施策の取組状況と今後の方向性等について、御意見をいただくこととしております。</p> <p>委員の皆様には、それぞれの専門的な立場や経験から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。</p> <p>令和2年12月18日 青森県知事 三村 申吾</p>

司会	<p>本日の審議会は、委員12名のうち、11名の皆様に御出席いただいております。</p> <p>よって、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。</p> <p>次に、今年度は委員の委嘱替えの年であり、新しい委員の方がいらっしゃいますので、全ての委員につきまして、五十音順に御紹介させていただきます。</p> <p>国立大学法人岩手大学准教授の 伊藤 幸男 委員でございます。</p> <p>東北森林管理局青森森林管理署署長の 江坂 文寿 委員でございます。</p> <p>株式会社大山建工代表取締役社長の 大山 慎司 委員でございます。</p> <p>公募委員として伐採業をされている、こん機工の 今 亜由子 委員でございます。</p> <p>青森県木材協同組合理事長の 斎藤 渉 委員でございます。</p> <p>有限会社下久保林業専務取締役の 下久保 仁志 委員でございます。</p> <p>有限会社クレイドル代表取締役の 高橋 忍 委員でございます。</p> <p>伐木造材作業講師の 坪 栄子 委員でございます。</p> <p>AMLS協議会会長の 二本柳 玲子 委員は、本日急遽欠席でございます。</p> <p>青森県町村会会长の 浜谷 豊美 委員でございます。</p> <p>青森県森林組合連合会代表理事会長の 本間 家大 委員でございます。</p> <p>公益社団法人青森県林業會議会長の 吉田 豊 委員でございます。</p> <p>委員の皆様、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、県側の出席者を紹介いたします。ただ今ごあいさつを申し上げました、青山副知事です。農林水産部長の坂田です。林政課長の比内です。団体経営改善課長の荒関です。地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所所長の木村です。</p>
司会	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>この度は、委員の皆様が新しく委嘱されたことによりまして、会長、会長代行を選出していただく必要がございます。</p> <p>会長及び会長代行は、森林法の規定により委員の互選により決めることとなっておりますことから、慣例によりまして、仮の議長を事務局で指名させていただき、議事の進行をお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
委員	【異議なしとの声】

司 会	それでは、仮議長は本間委員にお願いいたします。 本間委員には、議長席にお移り願います。
仮議長	それでは、暫時の間、仮議長を務めさせていただきます。 早速ですが、会長の選出方法についてどなたか御意見をお願いいたします。 下久保委員お願いします。
下久保 委 員	引き続き、会長には本間委員、会長代行には斎藤委員にお願いしてはいかがでしょうか。
仮議長	ただいま、下久保委員から、会長には私、本間に、会長代行には斎藤委員との御意見が出されましたか、そのほか御発言はありませんか。
委 員	【異議なしとの声】
仮議長	それでは、会長には本間が、会長代行には斎藤委員ということで決定します。
司 会	本間委員、仮議長をありがとうございました。 ここで、会長から御挨拶を賜りたいと存じます。
本間会長	ただいま、会長に選出されました本間でございます。 本県の森林・林業・木材産業は、森林資源が充実し、利用期を迎えてい る中で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、木材生産が 停滞するなど、大変な影響を受けたところです。 このような状況を踏まえて、森林資源の循環利用、林業の成長産業化に 向けて、業界や行政が何をするべきか、委員皆様としっかり議論しながら、 より良い方向に向かっていけるよう、尽力して参ります。 委員の皆様には、御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げ、あいさつと いたします。
司 会	ありがとうございました。 本間会長には、青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定に基づ き、議長をお願いします。
議 長	それでは議事を進行します。 はじめに、森林保全部会の委員選定です。事務局から選定方法について 説明してください。
司 会	説明します。 当森林審議会では、一定規模以上の林地開発や森林病害虫等の薬剤による 防除実施基準などに関して御審議いただくため、森林法施行令に基づき、 審議会の中に森林保全部会を設置しております。 部会の人数は慣例により5名で、森林法施行令により、部会長、部会長 代行、部会委員は会長が指名することとなっております。会長に御指名を お願いします。

議長	それでは指名いたします。 部会長には斎藤委員、部会長代行には高樋委員、部会委員として、大山委員、下久保委員、坪委員にお願いしたいと思います。
議長	では、議事を進めます。 まず、議事録署名者を決めたいと思いますが、前例に従いまして、議長から指名してよろしいでしょうか。
委員	【異議なしとの声】
議長	では、江坂委員と坪委員にお願いします。
議長	それでは、議事の（2）である、「東青地域森林計画（案）」の審議を行います。 最初に知事から当審議会に対して諮問をお願いします。
副知事 ↓ 議長	諮問書 森林法第6条第3項の規定により、別添東青地域森林計画（案）について、貴会の意見を求めます。 青森県森林審議会 会長 本間家大 殿 青森県知事 三村申吾 よろしくお願ひします。
司会	副知事は所用のため、ここで退席させていただきます。 【青山副知事退席】
議長	それでは審議事項について事務局から説明をお願いいたします。
比内 林政課長	それでは資料1により東青地域森林計画（案）の概要について説明いたします。 今回樹立する地域森林計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間です。 1ページをご覧ください。 まず、「森林計画制度の概要」について説明いたします。 今回お諮りする「地域森林計画」は国の定める「全国森林計画」に即して、民有林について都道府県知事が森林法に基づき、5年ごとに10年を1期として、森林関連施策の方向や施策の基準、目標等を定める計画です。 また、森林計画区ごとに森林整備の目標を定め、目標達成に必要な森林施設や条件整備の指針や基準を明示しており、市町村が策定する「市町村森林整備計画」の規範となる計画です。 次の2ページをご覧ください。 ご覧の体系図のとおり地域森林計画は、森林・林業基本法や森林法に基づき体系化されている計画です。 なお、県独自の5か年計画である「青森県森林・林業基本方針」は、地域森林計画との整合を図って作成されています。 次の3ページを御覧ください。

次に計画の大綱について説明します。

本県は、「東青」、「津軽」、「下北」、「三八上北」の4つの森林計画区からなり、今年度は東青森林計画区が樹立年度となっています。

東青森林計画区は、県の中央部に位置する1市3町1村からなる区域で、総面積は14万8,000ヘクタールで県土面積の約15%を占めています。

次の4ページをご覧ください。

本計画区の森林面積は、民有林、国有林合わせて約11万2,000ヘクタールで、左のグラフのとおり県内の森林面積の約18%を占めています。

また、計画区内における民有林面積は、右のグラフのとおり全体の約39%で民有林の割合が低い地域となっています。

次の5ページをご覧ください。

計画の対象とする森林面積である民有林面積は、表のとおりで、4万3,970ヘクタールとなっています。

次の6ページをご覧ください。

民有林の森林資源についてです。

掲載している円グラフは樹種別面積を青森県全体と本計画区とで比較したものです。

本計画区においては、民有林面積約4万4,000ヘクタールのうち、スギやアカマツ、クロマツ等の針葉樹が約2万3,000ヘクタールと約53%を占め、県全体より低い割合となっています。

樹種構成では、ヒバの割合が約3%と県平均より割合が高くなっています。

次の7ページをご覧ください。

人工林の齢級構成についてです。

青森県全体と本計画区とで比較したもので、本計画区は10齢級から12齢級に大きなピークがあり、高齢級に移行しています。

また、近年はヒバの植栽が進み、1~6齢級でヒバの占める割合が高くなっています。

なお、本計画区の人工林率は約46%で、県平均の55%を下回っています。

次の8ページをご覧ください。

計画の樹立に当たっての基本的考え方についてです。

現状と課題の1つ目は「森林機能に対する県民ニーズの高まりへの方策」です。

森林は木材等の林産物の供給をはじめ、水源の涵養や、山地災害の防止などの多面的な機能を持っており、その公益的な機能の発揮に対する県民のニーズはますます高まっています。

このため、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全による健全な森林資源の維持造成が必要です。

2つ目は「利用期を迎えた森林資源の活用の推進」です。

当計画区は、これまで積極的に植栽されてきたスギを主体にアカマツ、ヒバ、カラマツの人工林やナラ類をはじめとする天然林など、多様で豊かな森林資源を有しています。

特に、スギを主体とする人工林資源については、利用可能な45年生以上の資源が約7割を占めるなど、本格的な利用期を迎えています。

こうした中、隣接する計画区において、近年、国内最大級のLVL工場や木質バイオマス発電施設が稼働したことなどに伴う新たな木材需要に対応するため、路網整備の推進や施業の集約化、木材生産を担う労働力の確保・育成による安定供給体制の一層の強化が必要です。

3つ目は「造林未済地の増加と低コスト造林の推進」です。

森林資源量の充実に伴い主伐面積が増加傾向にある一方、森林所有者の経営意欲の減退等により再造林の割合は4分の1程度にとどまっており、人工造林跡地における造林未済地が拡大している状況です。

将来にわたって資源の持続的な循環利用を図るため、一貫作業システムの定着やコンテナ苗の普及など低コスト造林を促進し、伐採跡地の再造林を進めることができます。

このような現状と課題を踏まえて、これまでの実績や今後の動向等を勘案しながら、森林の整備や保全に関する基本的な事項を定め、それに基づいて、伐採立木材積、造林面積、林道開設量、治山事業等の具体的な計画量について定めるものです。

次の9ページをご覧ください。

次に具体的な計画事項について説明します。

一つ目の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」については、森林の多面的機能を発揮させるため、森林整備に当たっては、表にあります機能ごとの望ましい森林の姿を目標として、適正な森林施業や保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとしています。

次の10ページをご覧ください。

	<p>2つ目は、「森林の整備に関する事項」についてです。</p> <p>その中の（1）の「森林の立木竹の伐採」に関してです。</p> <p>主伐は、皆伐又は択伐によることとします。</p> <p>立木の主伐の時期の指標となる標準伐期齢は、表にありますとおり、スギは45年、クロマツ・アカマツは40年、カラマツは40年、その他針葉樹については55年としています。</p> <p>また、県内におけるきのこ原木の安定的な供給を確保するため、広葉樹の標準伐期齢については、「きのこ原木用」を設定の上20年とし、それ以外の広葉樹は30年と設定しています。</p> <p>次の11ページをご覧ください。</p> <p>（2）の造林に関してです。</p> <p>人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、ヒバや広葉樹などの多様な樹種による造林を推進するとともに、カラマツや花粉症対策スギの採種園、コンテナ苗の生産施設等の整備などにより種苗供給体制を強化することとしています。</p> <p>次の12ページをご覧ください。</p> <p>（3）の間伐及び保育に関してです。</p> <p>間伐の実施に当たっては、伐採率を材積で35%以下とするとともに、路網整備と高性能林業機械等を組み合わせた効率的な低成本作業システムの導入などにより搬出間伐を促進することとします。</p> <p>また、下刈りや除伐については、森林の状況に応じて適時適切に実施することとします。</p> <p>次の13ページをご覧ください。</p> <p>（4）の林道等の開設に関してです。</p> <p>開設については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と林業機械を組み合わせた、低成本で効率的な作業システムに対応したものとします。そのため、基本的な考え方を傾斜区分に応じて下の表のように設定しています。</p> <p>次の14ページをご覧ください。</p> <p>（5）の施業の合理化に関してです。</p> <p>森林経営管理制度は、森林経営管理法に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が中心的な役割を担い、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するものです。</p>
--	--

この仕組みを促進するため、森林計画制度に位置づけて、全国森林計画において「森林経営管理制度の活用の促進」と、これに即して、地域森林計画では「森林管理制度の活用の促進に関する方針」が定められています。

方針の内容としては、森林所有者が自ら経営管理を行えない森林について、市町村が経営管理の委託を受け、経営管理に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林については、市町村自らが経営管理を実施するものです。

次の 15 ページをご覧ください。

3 つ目の「森林の保全に関する事項」についてです。

(1) の鳥獣害の防止に関しては、鳥獣害防止森林区域及び鳥獣害の防止の方法を市町村森林整備計画において定めることになっているため、地域森林計画ではその規範を示すこととなっております。

この規範に基づき、下の図のように、市町村森林整備計画で鳥獣害防止森林区域等が設定され、これに基づき、森林経営計画で鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止の方法が計画され、森林整備と一体となった鳥獣害防止の取組が促進されることになります。

次の 16 ページをご覧ください。

(2) の森林病害虫の駆除及び予防に関してです。

現在、本計画区において、松くい虫被害やナラ枯れ被害は確認されていませんが、隣接する津軽及び三八上北森林計画区では被害が発生しています。このため、関係機関と連携した計画的な巡視活動等に努めます。

ニホンジカについては、近年、本計画区においても目撃情報が増加しており、本年 11 月末現在で 34 件の目撃がありました。このため、国や市町村等の関係機関と連携し、目撃情報の収集等を推進していきます。

次の 17 ページをご覧ください。

4 つ目として、「前期計画の実行評価及び今期計画の計画量」についてです。

具体的な説明に入ります前に、計画期間の考え方について説明します。

右下にあります「計画期間の考え方」の図をご覧ください。

地域森林計画は冒頭でも説明いたしましたが 10 年を 1 期とする計画で、このうち前半の 5 年間を前期計画、後半の 5 年間を後期計画としております。

今回の「現行計画の実行評価及び次期計画の計画量」の説明の対象となりますのは、前回樹立した「現行計画」と今回お諮りする「次期計画」のうちの「前期計画」が対象となります。

なお、左下の棒グラフの見方につきましては、オレンジ色が現行計画、

紫色が現行計画に対する実績、緑色は次期計画となっております。

それでは、(1)の「伐採立木材積」について説明いたします。

主伐・間伐の実績については、現行計画における主伐と間伐を合わせた伐採立木材積の実行率は101%、うち、主伐の実行率は203%、間伐の実行率は35%でした。

主伐は、人工林資源の充実や原木需要の増加により計画を上回ったものと考えられます。一方、間伐は、施業の集約化が進まず、計画を下回ったものと考えられます。

次期計画の考え方としては、前期計画の伐採の実績では、本計画区内における木材需要の増大により主伐が大きく伸びたことに対応するため、森林資源の保続等を踏まえ間伐を積極的に推進しながら、主伐と間伐を合わせた伐採立木材積を現行計画と比較し、19%増に設定することとしてしま

す。

次の18ページをご覧ください。

(2)の人工造林及び天然更新別の造林面積についてです。

造林の実績は、現行計画における人工造林の実行率は35%、天然更新の実行率は58%でした。

この要因としては、人工造林は長期にわたる木材価格の低迷により、森林所有者が造林に再投資できなかつたことなどから計画を下回ったものと考えられます。天然更新は、周辺に種子を供給する森林が少なかつたことや、下草や蔓類の繁茂等が障害となって計画を下回つたものと考えられます。

次期計画は、伐採を増加させる計画であることや、造林未済地の増加を考慮し、現行計画と比較し、人工造林は89%増、天然更新は12%増に設定します。

次の19ページをご覧ください。

(3)の林道の開設又は拡張に関する計画についてです。

林道の開設等の実績は、現行計画における林道の新設の実行率は7%、改築と舗装は実行がありませんでした。

実績が低い要因としては、事業実施主体である市町村の財政事情によるものや、木材価格の長期低迷等による森林所有者の経営意欲の低下等により市町村への開設要望が減少し、計画を下回っています。

今期計画については、林道整備を取り巻く環境が厳しい状況を考慮しつつも、森林施業の集約化や森林の適正な管理を進める上での必要性を鑑み、前期計画と比較し、開設（新設）においては31%増、開設（改築）においては94%増、拡張（舗装）においては16%増を計画しています。

なお、地域森林計画の計画内容に含まれない林業専用道（規格相当）の

	<p>実績は右側の棒グラフに記載していますが5年間で 0.5 kmを開設しているところであり、この計画における林道等の計画と林業専用道（規格相当）の整備と併せながら路網整備を促進していくこととしています。</p> <p>次の 20 ページをご覧ください。</p> <p>(4) の保安林整備及び治山事業に関する計画についてです。</p> <p>保安林整備等の実績で、現行計画における保安林整備面積の達成率は 99%でした。</p> <p>また、治山事業施工箇所数の実行率は 79%でした。</p> <p>保安林整備については、保安林制度に対する理解が深まり、森林所有者等の協力を得られたことにより、ほぼ計画に達しました。治山事業については、災害発生箇所を優先して整備したことから計画を下回りました。</p> <p>次期計画の考え方として、保安林整備については、引き続き保安林の指定を推進し、森林の保全を確保していくため、現行計画と比較し、総数において 1 % 増に設定します。</p> <p>治山事業については、本県では、近年、大規模災害の発生が殆どありませんが、森林の維持造成を通じた県土の保全等を引き続き進めていくことが必要であることから、計画期間内に必要な箇所として 19 箇所を設定しています。</p> <p>以上で東青地域森林計画（案）についての説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から「東青地域森林計画（案）」について説明がありましたが、これより質疑に入ります。</p> <p>御発言をお願いします。</p>
大山委員	<p>質問といいますか、意見させていただきたいと思います。</p> <p>私も仕事柄、県外に県産材を持っていくことが結構あります。その際にお客様から言われるのは、なぜ、遠方にも関わらず、他県から木材を持って来るのかということです。</p> <p>それに対しては、県外には建築材として使える木が少なく、本県には建築材に使うことができる木がたくさんあると説明しています。</p> <p>このため、木をはじめ、山の価値を森林所有者によく理解していただく必要があると思います。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>坪委員。</p>

坪委員	<p>資料7ページ、人工林の齢級構成のところについて、左グラフの青森県全体のところでは12齢級のみがピークなっています。</p> <p>一方、右グラフの東青地域では、10齢級から12齢級が横並びになっています。この理由についてお伺いします。</p>
森林計画 GM	<p>現在12齢級の人工林は、昭和36年から昭和40年度に植栽されています。この時期は、国の拡大造林を推進する政策として、本県においても昭和33年から民有林造林長期計画を樹立して、県が計画的に造林を推進しました。その際、民有林が多い三八上北森林計画区において植栽面積が多くなったことが考えられます。</p> <p>また、昭和31年に設立された森林開発公団、現在の森林整備センターによる造林が、昭和36年から本格的に実施してきたことがあります。</p> <p>さらに、昭和38年に平内町で全国植樹祭が天皇陛下をお迎えして開催され、社会全体で機運が高まったこと等が考えられています。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>なければ、これから、答申について委員で協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、委員以外の方は、ただいまから協議が終了するまで御退席をお願い申し上げます。</p> <p>【事務局退席】 【委員協議】 【事務局入室】</p>
議長	<p>それでは、議事を再開いたします。</p> <p>答申書ができましたので、知事に対して答申書をお渡ししたいと思います。</p> <p>東青地域森林計画（案）について 令和2年12月18日付けで諮問のあったことについて、次のとおり答申します。</p> <p>原案のとおり決定されるのが適当である。</p> <p>令和2年12月18日 青森県知事 三村申吾 殿 青森県森林審議会 会長 本間家大</p>
坂田部長	ありがとうございます。

議長	それでは、次第（3）の報告事項に入らせていただきます。 事務局の資料3と4について、説明をお願いいたします。
企画GM	<p>報告事項について説明します。</p> <p>資料の3、第84回青森県森林審議会における意見と対応という資料をご覧下さい。</p> <p>この資料は、8月24日に開催しました第84回青森県森林審議会において、委員の皆様にお示しした資料になります。</p> <p>1ページと2ページには、コロナ禍の中での社会の変化、そして森林・林業への影響として整理しています。</p> <p>社会変化としては、7つの変化が生ずるのではないかということです。</p> <p>節約志向や、デジタルシフト、AI化に伴う労働力の余剰、それから、集中型から分散型へ、イエナカ充実志向、エシカル消費、インドアからアウトドア型へということです。</p> <p>その7つの変化を受けて、森林・林業政策において予想されること、県として重点化、加速化させていく必要があることをまとめたものです。</p> <p>1つ目の、森林の持つ多面的機能の発揮では、木材生産の減少を補う造林作業や保育作業をしっかりと確保する必要があること。また、森林整備作業を確保するために森林經營管理制度をしっかりと進めていくことも必要であるということです。</p> <p>2つ目としては、林業の持続的かつ健全な発展ということで、ICTを積極的に導入して、スマート林業を推進していく必要があること、そして、IターンとかUターンの方を対象とした、林業を担う人材の育成確保を進めるべきということ。</p> <p>3つ目としては、県産材の安定供給と利用の確保の中で、リフォーム需要やDIYの需要を取り込む必要があること、また、公共建築物などの公共利用により木材需要の下支えをすること。</p> <p>4つ目としては、山村地域の活性化として、山村地域の収入の増加を図るために、森林空間を利用した森林サービス産業の創出が必要ということです。</p> <p>これに対して、委員の皆様からいただいた意見が3ページ目になります。</p> <p>意見では、木材生産の立場としては住宅建築の状況がとても気になること、それから、木材の価格を上げる必要があること、公共建築物による需要拡大だけではなく、住宅以外の需要や一般商業施設などでの利用を進める方策を考える必要があること、木材需要を新たな概念で引き出すアイデアが必要であること、県産材がシェアを奪うためには他県との差別化を図り、付加価値をつけていくことが重要であること、県産材の普及に当たってはインターネットで買えるような仕組みと施行手順もお知らせする仕組</p>

みなど、情報の出し方も変えていく必要があることについて、ご意見がありました。

また、山村地域の活性化についても、デジタルシフトとして、ワーケーション、ワークとバケーションがセットになったものが必要となること、アウトドア志向を、場所の提供だけでとどまるのではなく、別の考えを取り入れながら次のステップとしての関わりをしっかりと考えていく必要があることについて、ご意見をいただいたところです。

それを踏まえて、県産材の利用促進につきましては、公共建築物だけではなく、外構や商業施設などについて利用を拡大すること、IT機器などを活用した非接触型の営業、これを住宅産業や製材業に関して普及することを追加しております。

また、森林サービス産業の具体例として、ワーケーションという言葉も追加しました。さらに、移住希望や二地域居住、デュアルライフの取り込みなども必要になってくるとして、追加することとしております。

追加したものが、資料4となり、今年度の取組状況と、今後の取組方向をまとめたものです。

赤書きで追加したところが書き加えたところです。

また、アンダーラインを引いている箇所は、個別の取組報告の中で、今後の方針性と一致しているものです。

森林整備 GM	<p>3ページの森林の持つ多面的機能の発揮として、再造林の推進に関する内容を説明します。</p> <p>まず、本県の人工林資源が利用期を迎える中、木材需要の増大に伴い主伐面積は増加傾向にありますが、伐採跡地への再造林割合は約4分の1にとどまっています。</p> <p>県では、平成27年に再造林推進プランを策定し、これまで、一貫作業システムの実証とマニュアルの整備、コンテナ苗の施設整備支援による苗木生産体制の整備、カラマツや花粉症対策スギの採種園・採穂園整備、民間基金の創設等の取組を実施してきました。</p> <p>また、国の「森林・林業基本計画」の変更や「間伐等特措法」の改正における検討方向を踏まえ、一貫作業システムの現場への定着や安定的な造林用苗木の確保、民間基金と連携した再造林支援などに一層取り組むことが必要となっています。</p> <p>そこで、今年度の取組状況として、再造林に必要な苗木の安定確保では、種苗生産事業者が行うコンテナ苗生産施設や資機材の整備に対する助成を行っています。</p> <p>また、林業研究所が東北町の採種園にカラマツの採種木を育成しており、令和10年度より種子を生産する予定となっています。</p> <p>さらに、林業研究所十和田ほ場内にスギ及びカラマツの特定母樹の採種園について、新規整備を実施しており、スギは令和6年度から、カラマツは14年度から種子を生産する予定となっています。</p> <p>次に、4ページ、森林所有者の再造林経費の負担軽減については、造林補助事業による再造林や下刈りへの助成を行っているほか、集材と再造林の一貫作業に対する助成、さらには、青い森づくり推進機構による再造林への助成を行っているところです。</p> <p>また、地域の再造林を促進する先導的な林業事業体の育成に向けて、再造林を進めるために必要な技術や知識を習得するためのワークショップの開催や、8割程度の再造林率を維持している宮崎県の先進的な取組について、講師を招いて講演会を開催する予定としています。</p> <p>今後の取組方向としては、伐採現場や再造林されていない伐採跡地での災害発生が懸念されるほか、再造林の推進には森林所有者が伐採時に長期の森林経営の見通しを理解することが必要であることから、業界統一のルール作りや現場チェック体制を構築するための「伐採・搬出・再造林作業ガイドライン」を作成すること。</p> <p>県民局ごとに林業経営に適した区域を「再造林重点推進地域」として設定し、再造林による更新を特に推進すること。</p> <p>森林所有者の再造林に対する理解を促進させるため、条件ごとの収益を示した「森林経営プラン」やPR用ツールを作成していきたいと考えています。</p>
--------------------	---

<p>森林計画 GM</p>	<p>5ページ、森林経営管理制度及び森林環境譲与税の概要についてです。林業の成長産業化と森林の適切な経営管理の実現のため、令和元年度に「森林経営管理制度」がスタートし、市町村が主体となって森林の経営管理の集積・集約化を進める取組が始まっているところです。</p> <p>また、同年度に、市町村や県が実施する森林整備等に必要な財源として「森林環境譲与税」の譲与が開始され、2年目となる今年度には、災害防止等の観点から森林整備を一層促進するため、譲与額が前倒しで増額されています。</p> <p>森林経営管理制度の概要としては、森林所有者の経営管理の責務を明確化した上で、市町村は、森林所有者の経営管理に関する意向を調査、又は森林所有者からの申出により、森林所有者自らが経営管理を行うことが困難な場合であって、市町村が必要かつ適當と認める場合には、森林の経営管理を受託し、市町村は、経営管理する森林が林業経営に適さない場合に自ら管理を実施するか、経営管理する森林が林業に適している場合は、県が公募・公表する「意欲と能力のある林業経営者」に再委託するというものです。</p> <p>今年度の取組状況としては、市町村では、西目屋村が、経営管理権集積計画を公告し、森林所有者から森林の経営管理を受託しました。面積は13.52ヘクタールとなっています。また、弘前市など10市町村が、森林所有者の経営管理の意向に関する調査を実施しています。</p> <p>県の支援状況としては、森林・林業に関する専門的な知識を有する者を「森林経営管理制度推進員」として、公益社団法人青森県林業会議に2名設置し、県と連携しながら市町村の取組を後押しするための情報提供や指導・助言を実施しているほか、県民局ごとに市町村担当者等を対象とした推進会議を年3回開催し、取組状況の共有や共通課題を検討しています。</p> <p>今後の取組方向としては、制度運用の進展に伴い、市町村の取組内容にばらつきが出てくるとともに、直面する課題がより複雑化していくことから、これまで以上に各市町村の状況に応じた個別・具体的の丁寧な指導が必要と考えています。</p> <p>また、市町村のマンパワー不足や、林業経営の可否の判断等の専門的な知識が必要な業務を補助し、円滑に制度運用を進めるための仕組みづくりが必要であることから、森林経営管理制度推進員と県民局が連携して市町村を巡回し、個別・具体的の指導や助言を実施するとともに、推進会議を開催するほか、関係機関と連携して市町村業務を補助する新たな体制について検討していきます。</p>
--------------------	--

森林整備 GM	<p>7ページ、松くい虫・ナラ枯れ被害対策について説明します。</p> <p>松くい虫被害は、令和2年シーズンの11月末現在の被害としては、深浦町広戸・追良瀬地区の民有林において、27本の被害木を確認しています。南部町小向地区の民有林においては確認されていません。</p> <p>今年度の取組状況は、被害拡大防止対策として、ヘリコプターやドローンによる上空からの監視や地上からの目視調査を徹底しています。</p> <p>また、被害木・枯死木については、全量駆除しています。</p> <p>防除に向けた検討会、協議会、住民説明会を行うとともに、被害の未然防止に向け、「伐採、移動、利用に関する留意事項」の周知を図っています。</p> <p>さらに、今年度は9月補正予算により、被害の予防と早期終息に向け、深浦町と南部町で被害地から半径2kmの範囲のマツ林を伐採し、樹種転換を図ることとして、現在作業中です。</p> <p>今後の取組方向としては、被害範囲の拡大は見られず、これまでの対策の効果が現れていることから、引き続き早期発見と駆除の徹底を継続していきます。</p> <p>ナラ枯れ被害です。</p> <p>令和2年シーズンは、深浦町に加えて、弘前市、五所川原市、つがる市、鰯ヶ沢町、中泊町、西目屋村の7市町村の民有林において、11月末現在で昨シーズンの約3倍となる26,978本の被害木を確認しています。</p> <p>このため、今年度は監視を徹底するとともに、伐倒くん蒸か立木くん蒸による駆除や、誘因捕殺にも取り組んでいます。</p> <p>深浦町風合瀬地区以北及び新規発生市町村は、被害発生初期地区として、被害木の伐倒くん蒸又は立木くん蒸処理を実施しています。深浦町蠶木地区以南は被害発生中期以降であり、「おとり丸太法」により媒介昆虫を誘引捕殺しています。十二湖周辺は景観を考慮し、被害木の伐倒くん蒸等を実施しています。</p> <p>被害の未然防止に向けた取組としては、「伐採、移動、利用に関する留意事項」の周知や、未被害材の有効利用により、ナラ林の若返りを図ることで、被害に強い森林づくりを推進するため、11月補正予算により、鰯ヶ沢町と深浦町で更新伐に取り組んでいます。</p> <p>今後の取組方向としては、被害本数の増加及び被害区域の拡大が見られていることから、青森県ナラ枯れ被害対策基本方針に基づき、東北森林管理局や市町村と連携しながら、被害状況に応じた対策を継続するとともに、被害を受ける前の利用を促進してナラ林の若返りを図るなど、被害を受けにくい森づくりを県内に広く普及していきます。</p>
------------	---

森林計画 GM	<p>本県における林地開発許可の状況について説明します。</p> <p>林地開発許可の実績として、平成 27 年度から令和元年までの 5 年間で 124 件、766 ヘクタールの林地開発を許可しています。</p> <p>令和元年度の新規及び変更許可件数と許可面積は、県全体で 16 件、164 ヘクタールで、このうち、自然再生エネルギーが 6 件、135 ヘクタールと面積で全体の約 8 割を占めており、東青地域では大規模な太陽光発電事業を実施しています。</p> <p>その内容ですが、青森市新城山田地区における林地開発の状況として、事業者は青森新城山田発電所合同会社、事業内容は新青森太陽光発電所事業で発電出力 67 メガワット、許可申請面積は 76.3045 ヘクタールで、事業区域は約 105 ヘクタールとなっています。事業費 183 億 5,200 万円で、事業期間は令和 6 年 7 月 31 日までとなっています。</p> <p>現在の状況として、令和 2 年 2 月 26 日に県が林地開発を許可後、7 月から工事に着手し、11 月時点で約 4 割の伐採を実施しています。これまで計画どおり施工されており、伐採跡地には、チップの散布を行うなど土砂流出防止対策も行われています。令和 3 年度以降は、土工や排水処理、パネル設置等の施工を予定しており、令和 6 年度に完了する予定となっています。</p>
森林計画 GM	<p>13 ページ、スマート林業の推進について説明します。</p> <p>現在、林業分野において、地理空間情報等の先端技術を活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた木材生産を可能とする「スマート林業」の取組が全国的に進んでいます。本県においてもこうした動きを踏まえ、森林資源情報をはじめ、効率的な林業生産活動を早期に推進するための取組を実施しています。</p> <p>今年度は青森県が目指すべきスマート林業の基本方向を策定し、本県における課題を資源情報、生産段階、流通情報の 3 分野ごとに取組内容とスケジュールを作成しています。</p> <p>スマート林業導入推進に向けた調査の実施として、森林資源調査の分野において、既にレーザ計測等を活用している兵庫県、広島県、山口県の先進地や、国の森林総合研究所を訪問しまして、取組状況や研究成果を情報収集しました。</p> <p>また、ドローン等の活用を促進するため、林業事業体や市町村職員を対象に、ドローンの操作技術や丸太材積測定システムを習得するための研修会を開催しています。</p> <p>今後の取組方向として、森林経営管理制度の開始に伴い、森林所有者へのアプローチには、航空レーザ計測などを用いた森林資源情報の把握が重要ですが、航空レーザ計測はコスト高となることから、森林資源情報を低コストで把握する手法の確立が必要と考えており、スケジュールに沿った取組の推進、低コストな森林計測手法の確立、研修会等の開催による技術</p>

	<p>の普及を継続していきます。</p>
企画GM	<p>続きまして、15ページの林業労働力の育成・確保について説明します。林業就業者の減少や高齢化が進行する中で、増加する事業量に対応していくためには、若い担い手を安定的に確保していくことが重要です。</p> <p>このため、県では関係団体と連携し、林業の「かっこよさ」や「おもしろさ」などの魅力発信や、職業として「林業」を選択してもらうための「しごと体験」を実施するとともに、就業希望者に対して基礎的な知識と技術を身に付けるための研修「青い森林業アカデミー」の令和3年4月からの開講に向けた準備を実施しています。</p> <p>今年度は、林業の魅力発信として、林業への就業を促すため、森林・林業の概要や林業用機械の概要などについて、中学校・高校・大学での出前授業を実施しています。また、イキイキと働く「キコリ」をテーマとして作成しているカレンダーの素材を活用し、県内博物館やスーパー等で写真展を開催しています。</p> <p>次に、若者の就業意欲を喚起する取組として、高校生や大学生を対象とした林業の「しごと」体験を開催しています。</p> <p>青い森林業アカデミーの開講準備としては、これまで、ポスターやパンフレットを作成し、県内の高校や大学を訪問して募集の説明を行ったほか、平内町の県産業技術センター林業研究所でオープンキャンパスを開催し、参加者から来年度の開講に期待する声が寄せられたところです。</p> <p>今後の取組方向としては、引き続き、林業労働力の育成・確保に向けた総合的な取組として、暮らしや環境が森林と密接に関係していることの理解を深めるため、緑の少幼年団を対象とした森林観察や木工教室などの森林環境教育。林業に対する理解促進のため、中学・高校・大学生に対する出前授業や仕事体験に加え、チェーンソーや高性能林業機械の操作体験ができる一般県民向けのイベントの開催。U I Jターン者の林業就業に向けて、合同移住フェアや移住希望者向け相談会等でのPRを実施。地域林業の中核を担う人材を育成するため、就業希望者に対する「青い森林業アカデミー」の運営。さらに、就業後の定着に向けて、新規就業者に技術を習得させる国の「緑の雇用」事業を運営する県内関係団体と連携していくこととしています。</p>

林産振興 GM	<p>17 ページ、県産材の安定供給と利用の確保のうち、まずは県産材の安定供給です。</p> <p>六戸町に誘致した L V L 工場の操業状況です。</p> <p>ファーストプライウッドでは、令和元年度の原木入荷量、製品出荷量はともに計画に対して実績が上回っています。</p> <p>青森プライウッドは、令和元年 9 月に操業を開始し、設備機器の微調整や作業員の習熟に時間を要したことから、実績は計画値を下回っています。</p> <p>次に、発電用木質バイオマスチップ製造施設等の操業状況です。</p> <p>一つ目の津軽バイオチップの実績は計画を上回っています。みちのくバイオマスエナジーとエム・ピー・エム王子エコエネルギーは、事業主体によると、在庫調整などの関係から、計画値の約 9 割に実績がとどまっています。</p> <p>次に、新型コロナウイルス感染症による影響と対応です。</p> <p>新聞報道等で皆様御存知のとおり、六戸町の L V L 工場では、4 月に政府の非常事態宣言を受けて、50% の製品減産により原木の消費量が低下し、工場の原木保管場所が満杯となつたことから原木の受入を停止しました。</p> <p>このため、山から伐り出した原木が山土場等に約 6 万立方メートル滞留しました。</p> <p>県では、青森県県産材流通緊急対策事業を実施しまして、海外では中国、国内では西日本の工場に輸送する経費や、港への陸送、荷役の経費などが必要であったことから補助し、9 月末までに滞留は全て解消されています。</p> <p>また、林業事業体の今後の事業継続を総合的にサポートするため、中小企業診断士を個別の事業体に派遣して経営診断をして改善計画を作成してもらうこととしています。</p> <p>今後の取組方向としては、L V L 工場や木質バイオマス発電施設等への原木の安定供給に向けて、事業主体や原木供給者に対し指導助言を行うとともに、路網整備や高性能林業機械の導入等に対して支援していきたいと考えています。</p>
林産振興 GM	<p>19 ページ、県産材の利用推進について御説明します。</p> <p>県産材を活用した木造公共建築事例として、令和 2 年度から使用開始した板柳中学校について御紹介します。</p> <p>工期は平成 29 年 8 月から令和 2 年 1 月で、令和 2 年 1 月 31 日に完成しました。工事費は 20 億円となっております。</p> <p>スギやヒバ、アカマツ、カラマツを使用して、構造材は 2,568 立方メートル、造作材を 213 立方メートル使用しており、単位面積当たりの木材使用量は、1 平方メートル当たり 0.46 立方メートルで、一般的な木造住宅で使用する 0.15 立方メートルの約 3 倍の木材を使用していることになります。</p>

県産材の供給体制としては、県が主導して、青森県森林組合連合会や青森県木材協同組合等の各団体が連携し、原木の調達や製材等の得意分野を生かせる業務分担体制を構築しております。

校舎の特徴としては、大断面集成材を採用して現しで施工し、木造の迫力ある空間と木質の温かみある空間を感じ取れることや、生徒や教職員が見て触れる機会の多い、内装壁や家具等の仕上材にヒバを用いるなど、多くの県産材を適材適所で活用したことにより、校舎内部は木の香が溢れる空間となり、利用者にリラックス効果を与えています。

次に、20ページ、新型コロナウイルス感染症による影響と対応です。

製材所や工務店では、従来型の対面営業やイベント実施が制限されているため、コロナ禍に対応した非接触型の営業スタイルの確立を図る取組を実施しています。事業の概要としては、県産材及び県産材住宅のイメージアップ動画やwebカタログ等の作成、各種SNSでの情報発信や、オンライン展示会等を開催することとしています。また、工務店等の非接触型営業モデルの構築として、各種IT機器やソフトウェアを活用した低コストで効果的な営業モデルの構築に向けた、新たな営業活動の試行及び検証することとしています。

また、県の事業ではなく国が直轄で実施している事業を参考までに御紹介します。過剰木材在庫利用緊急対策事業です。通常木材が使われない外構部や公共施設等における木材の活用を通じて、輸出の停滞により行き場のなくなった輸出向け原木を有効活用するための取組を支援しているものです。

学校・保育園・病院・社会福祉施設等で、構造材、内装材、外構材それぞれの単価により支援しており、全国木材組合連合会が実施し、本県では7件の活用実績があるということです。

今後の取組方向として、公共建築物では、国事業を活用して県産材を利用した公共建築物等の整備を支援することや、平成29年度から実施しており、今年度はコロナの影響からできませんでしたが、建築予定のある市町村の長に対して、林業関係団体と連携して県産材利用の要請活動を実施していきます。また、設計士や市町村担当者を対象とした県産材利用セミナーを開催し、県産材の理解を通じて利用を促進していきます。

公共建築物以外では、青い森県産材利用推進プランに基づき、県の公共工事における木材利用を推進するほか、県産材の情報誌の作成・配布、SNS等を活用した情報発信をしていきます。また、「あおもり産木造住宅コンテスト」の実施を支援するとともに、木育施設で子育て世代向けの県産材住宅の普及活動を実施します。

先導的県産材PRモデル構築事業で構築した動画等のPRツールやオンライン展示・商談会により、各種IT機器等を活用した非接触型の営業を普及していきます。

林産振興 GM	<p>続いて、山村地域の活性化として、21ページ青森きくらげの生産振興について御説明します。</p> <p>青森きくらげは、夏季に生産するきのことして林業研究所が開発したもので、現場での栽培・管理方法を確立するとともに、販売方法等を検討しています。</p> <p>品種登録は、令和2年3月に農林水産省に品種登録申請し、きのこ生産者向けの栽培講習会の開催を6月と7月に開催しています。</p> <p>また、生産希望者27者に対して、種菌及び菌床を6月に無償配布して、栽培試験を7月から11月に実施しました。今後、結果を年内に取りまとめ栽培管理マニュアルを改訂していきます。</p> <p>さらに、生産者や研究機関、県を構成員として生産・販売振興会を設置し、生産技術の向上や販売に係る共通ルールの構築に向けて、今年度は「青森きくらげ」の命名、出荷基準等を制定しました。</p> <p>令和2年7月10日に青森市でデビューイベントを開催しました。生産、販売とともに2トンを超える見込みで好調でした。</p> <p>PRの状況として、統一口ゴマークの作成及び当該ロゴマークを表記したシール・ポスターを作成し、売場での認知度向上を図ったほか、「簡単レシピ」により、「食べ方」をビジュアルで伝え、売場で商品を手に取りやすくする仕掛け、さらに県内メディアを中心に、「食べ方」を中心とした紹介が行われ、訴求力のあるPRが図られたと考えています。</p> <p>今後の取組方向として、生産者によって、収量のバラツキがあったことから、収量アップに向けた栽培講習会の開催、栽培・管理マニュアルを再改訂していきたいと考えています。</p> <p>また、流通関係者から、量目、例えばAさんは100グラム、Bさんは50グラム、Cさんは200グラムで出荷するとか、荷姿、シールの貼る位置などが生産者ごとに異なるため消費者が混乱するとの意見が出されたことから、これらを統一するための出荷マニュアルを作成予定です。</p>
------------	--

企画GM	<p>それでは最後に 23 ページの森林資源を活用した山村の振興について御説明します。</p> <p>地域特有の森林資源の活用や、森林整備により切り捨てられた間伐材を森林所有者自らが搬出・出荷することにより、森林整備と地域経済の活性化を図るための取組を実施しています。</p> <p>ウルシの生産振興です。</p> <p>国が国宝・重要文化財（建造物）の保存修理には原則として国産漆を使用する方針を示し、漆の国産原料への需要が急増する一方で、ウルシ資源の枯渇が懸念されることから、津軽塗の产地である中南地域では、将来にわたって安定的にウルシを確保するため、生産体制等を整備する取組を今年度からスタートしており、生産技術の普及を図るため、種苗生産業者やウルシ林造成希望者、放棄農地所有者等を対象とした実践講習会を 12 月 15 日に開催したところです。</p> <p>また、地形や気象条件等が異なるモデル林を設定するとともに、漆搔きに携わる人や森林所有者等を対象とした、植栽から漆搔きまでの研修会を開催しています。</p> <p>次に「木の駅」の取組推進です。</p> <p>三八地域では、自伐型林業の推進に向け、森林所有者自らが間伐材等を指定された場所に搬出し、地域振興券などと交換して収益を得る、いわゆる「木の駅」の取組を展開しており、取組がスタートしている既存団体向け技術的支援として、新郷村と三戸町では、森林所有者や木の駅プロジェクト参加者を主体に、管内自伐林家の育成及び拡大を図るため、チェーンソーの基本的な知識と伐木等の特別教育を行う「三八地域森林資源活用技術講習会」を開催しています。</p> <p>また、取組を検討している団体向け勉強会として、田子町では、既存団体の取組概要や林業情報誌などを紹介しながら、プロジェクトを牽引していく人材の育成を図る勉強会を開催しています。今後、階上町に対しても同様の働きかけを実施予定です。</p> <p>今後の取組方向としては、引き続き、地域資源の活用や自伐型林業の取組を推進するとともに、コロナ禍において、郊外かつ屋外での活動への移行がみられ、森林空間を活用した観光利用等への需要が増加していることから、山村地域の収入増加につなげる「森林サービス産業」の創出が必要と考えており、地元主導による「うるしの森」の造成体制を整備するため、生産技術の普及や地域に適合した施設方法の実証、自伐型林業の推進に向けて、技術講習会や勉強会の開催、山村地域内の合意形成を図りながら、活動の基礎となる森林整備体験活動により、森林に関わる人材の裾野を拡大、ワーケーションの需要調査や、森林ウォーキングなど森林空間の活用による森林サービス産業を創出していきたいと考えています。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。</p>
------	--

議長	ただいま、事務局から資料3と4について説明がありました。質疑はありませんか。
伊藤委員	<p>学生の卒論などを通じて心配していることが森林経営管理制度です。にわかに作られ、市町村が進めることとなっていますが、岩手県や宮城県の様子も聞いてみると、結構大変で、市町村の負担が結構大きいと感じています。</p> <p>市町村が委託を受けて森林整備をする時に、財源をどうするかという問題です。現場の方の話を聞くと、補助金に基づいて森林整備をしようとするならば、森林経営計画を策定して補助金を得る仕組みとなるわけですが、基本的には当てはまらないような森林がほとんどとなるのではないかと。</p> <p>そうなると補助金なしで管理することになり、森林環境譲与税が財源としてあると言われますが、本格的にやるには全然足りないと聞きます。</p> <p>実際に森林管理をする場合には、財源的な難しさがあると思っているところです。余談になりますが、岩手県の場合だと県民税があるので、県民税をそこに当てるべきという議論も出ました。来年度からさらに5年間延長になることで議会に諮られて通過しましたが、そこでの説明は譲与税と対象は被らない説明の仕方をしたそうです。要するに、この森林経営管理制度の対象になる森林には、基本的に県民税は使わないという原則を敷いたということで、やっぱり森林整備の財源をどうしたらいいのかということがこのあと問題になりそうだなと思っています。</p> <p>そこで、条件の良い森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託するのですが、これも、宮城県のある市では、30年間の契約で委託したいということでしたが、30年間補助金なしで本当に経営できるのかと。そのようなこと也有って、実際にこの制度を運営していくに当たって、何をよりどころにすれば良いのかというところは、今後、市町村と県が議論していく必要があると心配しています。</p>
及川 課長代理	<p>伊藤先生、さまざまなお話をありがとうございます。</p> <p>基本的に本県では県民税ではなく、森林環境税だけという状況です。</p> <p>その中で、森林経営管理制度に関しては、市町村のさまざまな考え方があり、譲与税に関しても、どの部分に活用するのかという、基本的な考え方には市町村の自由となっています。このため、森林環境譲与税を森林経営管理制度に活用する市町村もあれば、その他の例えば道路整備や木材利用などに対して力点を置いている市町村もあります。</p> <p>一方で、市町村では技術者がいない状況があり、県では、制度推進に当たって青森県林業会議に推進員を2人設置し、市町村を回って指導しているところです。</p>

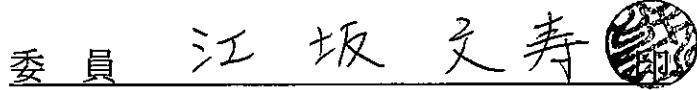
	<p>また、補助金と森林経営計画に関して、市町村が受託した後に意欲と能力のある林業経営者に再委託した森林に関しても森林経営計画は策定できますので、造林補助金を活用しながら森林経営を進めることは可能となっています。</p> <p>県としては、各地域の進度に応じた進め方について、これからも丁寧に進めていきたいと考えております。</p>
伊藤委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>この森林経営管理制度が、市町村に委ねる形になることから、人工林で生じている様々な問題の解消に向けては、県をはじめ、関係者の皆さんがあげてあげる必要がありますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ほかにありますか。</p> <p>はい、坪委員。</p>
坪委員	<p>森林経営管理制度に関して6ページになりますが、本県では、西目屋村が13.52ヘクタールを受託しています。今後、どのような森林整備が行われていくのかお伺いします。</p>
森林計画 GM	<p>西目屋村では、保育間伐を順次実施していくと聞いています。</p> <p>また、巡回活動も実施すると聞いています。</p>
議長	<p>ほかにありますか。</p> <p>浜谷委員、何か御意見をお願いします。</p>
浜谷委員	<p>専門的な知識ではありませんが、行政を預かる立場としては、森林環境譲与税については、なかなか取り組みが難しいと考えています。</p> <p>森林所有者が管理できない、または管理する人がいない、という背景から森林が放置されている状況にあります。このため、現在、実態の把握から始めていく必要がある。また、森林整備本体を実施するには金額が足りないという状況もあり、どうやって進めていくべきか、先進事例は提供されているものの、実態としては基金に積み立てている状況です。</p>
議長	<p>ほかにありますか。</p> <p>はい、吉田委員。</p>
吉田委員	<p>森林経営管理制度は国土保全や林業活性化という大きな目的があってのことだと思います。しかし、今は何をどうしたらよいのか悩ましいため、基金に積み立てている自治体が多いと思います。市町村が自ら考えて実行することですが、現実はマンパワー不足で組み立てができていない。制度自体は地球温暖化等の対策として必要であるため、今後話し合いの上で良い方向に進んで行ければ良いと思います。</p>

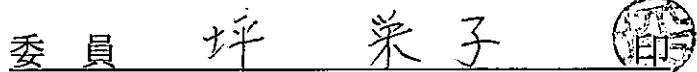
議長	ほかにありますか。 江坂委員お願いします。
江坂委員	森林経営管理制度の運用に当たっては、市町村に林業専門の担当者がほとんどいないという状況のため、市町村は非常に苦労されているかと思います。森林経営計画など、森林所有者が森林管理を進めていくのも大変です。 そこで質問ですが、コーディネーターなどの活用状況はどうなっているのでしょうか。
森林計画 GM 及川 課長代理	県内であれば、三戸町と黒石市で地域林政アドバイザーを雇用しています。西目屋村では地域おこし協力隊を1名雇用し、それぞれ活躍しています。また、県としては、県職員10名のフォレスターが中心となり、森林所有者の集約化に取り組んでいるほか、フォレスター（森林総合監理士）などの資格を積極的に受験させています。さらに、森林管理署とも連携しながら進めているところです。
議長	ほかにありますか。 今委員お願いします。
今委員	3つ質問があります。 まず1つ目ですが、伐採のガイドラインは事業者が遵守することになるのでしょうか。また、チェックは誰が行うのでしょうか。
森林整備 GM	事業者の自主的なルールで、業界の組織化により独自チェックする方向が望ましいと考えています。近年県内の伐採面積が増加傾向にあり、地球温暖化の影響で集中豪雨による林地災害が県内でも発生する可能性があることから、伐採作業現場においては各作業のポイントを林業事業体向けのガイドラインとして取りまとめる予定です。具体的な内容については学識経験者や林業事業体の意見を踏まえながら、他県で作成されたガイドラインを参考にしつつ、令和4年までに作成する予定です。
今委員	ありがとうございます。2つ目の質問です。松くい虫被害本数が平成29年度だけ少ないのでなぜでしょうか。特別な対策を実施したのでしょうか。
森林整備 GM	これまでの対策の成果であると考えています。しかし、残念ながら被害木がまだあり、翌年の本数は増えています。その後は対策効果により被害本数は増えていませんが、平成29年度までは減らせていない状況です。
今委員	ありがとうございます。最後3つ目は個人的に皆さんに伺います。 青森きくらげを生で食べる方いらっしゃいますか。青森きくらげは刺身で、わさび醤油でたべるのがおすすめです。
林産振興 GM	そのような食べ方も売り場では提案されています。ぜひ今さんも普及をしていただけたらと思います。
議長	その他といたしまして、皆様から何かございますか。
委員	【なし】

議長	皆様から活発な御意見をいただき、ありがとうございました。 県におきましでは、各委員から出されました意見・提言を、今後の森林・林業施策の展開の参考にされるようお願い申し上げます。 それでは、これをもって、本日の案件はすべて終了いたしました。 皆様には議事進行に御協力いただき本当にありがとうございました。
司会	本間会長、どうもありがとうございました。 それでは閉会に当たりまして、坂田農林水産部長からあいさつがございます。
坂田部長	本間会長はじめ委員の皆様方には、長時間にわたり活発に御発言をいただくとともに、貴重な御意見、御提言を賜り、心から感謝申し上げます。 本日頂戴いたしました御意見等を踏まえ、国や市町村、関係団体と連携しながら、森林整備の推進や林業の成長産業化、県産材利用の促進に、積極的に取り組んで参りますので、今後とも御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。 本日は、誠にありがとうございました。
司会	これをもちまして、第85回青森県森林審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

第85回青森県森林審議会の顛末については、前記議事録のとおり相違ないことを証明します。

令和3年1月20日

委員 江坂文寿 


委員 坪菜子 


84 18